

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿屋市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和3年12月24日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

令和3年12月24日

鹿児島県知事 塩田康一

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー西原店

鹿屋市郷之原町12604番1 外12筆

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出

令和3年3月15日

3 意見の概要

(1) 駐車需要の充足その他による周辺住民及び商業等の利便確保のために配慮すべき事項

ア 歩行者の利便確保

児童生徒の通学路でもあるため安全性に留意してください。

イ 廃棄物の減量化及びリサイクルについての配慮

廃棄物の排出抑制と分別に努め、ごみ減量化、リサイクルの推進に努めてください。

ウ 防災、防犯対策への協力

(ア) 危険物等の管理（特に夜間）を確実に行ってください。

(イ) 施錠を確実に行ってください。

(ウ) 繁忙期等における警備員を配置（駐車場等）してください。

(エ) 外灯を設置して防犯対策を行ってください。

(2) 騒音の発生その他による周辺地域の環境悪化防止のために配慮すべき事項

ア 騒音の発生に係る事項

(ア) 騒音規制法及び振動規制法並びに鹿屋市環境保全条例に基づく特定建設作業、特定施設又は指定施設に該当する場合は届け出てください。

(イ) 工事に係る騒音、振動等については、周辺住民の理解を得るとともに、苦情については誠意を持って対処してください。

イ 廃棄物に係る事項

ごみの散乱防止、悪臭防止のため、適切な管理に努めてください。

(3) その他

ア 届出のあった大規模小売店舗の所在地は、鹿屋市都市計画区域内で、一部は特定用途制限地域（郊外市街地型）です。

イ 対象地は周知の埋蔵文化財包蔵地ではありません。しかし埋蔵文化財の性格上、工事中に発見される可能性もあります。もし工事中に発見した場合は現状を変更することな

く速やかに教育委員会へご連絡ください。